

鳥取県農業改良普及所外部評価検討会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県農業改良普及所外部評価検討会（以下「検討会」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

(評価検討する事項)

第2条 検討会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号、平成27年一部改正）別表第1で定める事項を評価検討するものとし、その具体的な内容は次に掲げる事項とする。

(1) 農業改良普及指導活動に関する事項

(2) 農業改良普及指導体制に関する事項

(検討会委員)

第3条 委員は、農業者（指導農業士、若手女性農業者等）、農業関係団体、学識経験者、マスコミ、民間企業、消費者の11名以内とし、知事が任命する。

2 委員の任期は3年とし再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(検討会)

第4条 経営支援課長は鳥取県農業改良普及事業の評価のための検討会を招集する。

2 評価検討会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。会長は会務を総理する。

3 委員は、評価検討会に出席し評価を実施する。

4 委員の過半数の出席がなければ、検討会を開催し、評価を実施することができない。

(評価の活用)

第5条 経営支援課長は、委員からの意見・要望等について、速やかに整理し、対応方針を作成するとともに、次年度の普及計画に反映する。

(公表及び秘密の保持)

第6条 経営支援課長は、個人情報等の保護に十分留意し、評価結果を経営支援課ホームページ等で広く公表するものとする。

2 委員は、評価にあたり知り得た秘密を漏洩してはならない。委員を辞した後も同様とする。

(庶務)

第7条 評価に係る事務は、経営支援課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、評価の実施に必要な事項は、経営支援課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年2月12日から施行する。

この改正は、令和3年4月7日から施行する。